

新型コロナウイルスに関する注意喚起  
(その４３：段階的な規制解除／入国禁止措置)

令和３年５月２８日

(ポイント)

- スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策が、６月１日から段階的に解除されることになりました。
- 外国に居住する者のスウェーデンへの入国禁止措置が一部を除き延長されることになりました。

(本文)

１ スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策が、５段階に分けて解除されることになりました。６月１日から行われる第一段階の規制緩和の主な内容は以下のとおりです。

- (１) 小規模なキャンプ活動、競技大会への参加
- (２) 最大 150 人の選手が同時に参加するスポーツ競技大会の実施
- (３) 感染症対策を講じた上での遊園地及び市場入場
- (４) 宗教行事、文化及びスポーツイベントの参加上限人数の引上げ（屋内・着座の場合は 50 名、屋外・非着座の場合は 100 名、屋外・着座の場合は 500 名。）
- (５) 飲食店の営業可能時間を 22 時 30 分まで延長

詳細は、公衆衛生庁公式サイト等をご確認ください。

- ６月１日からの感染症対策（スウェーデン公衆衛生庁公式サイト、スウェーデン語）  
<https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2021/maj/anpassning-av-smittskyddsatgarder-pabor-jas-1-juni/>
- 規制解除に関するスウェーデン政府計画（スウェーデン政府公式サイト、英語）  
<https://www.government.se/articles/2021/05/government-plan-for-phasing-out-restrictions/>
- 規制解除に関するスウェーデン政府計画（スウェーデン政府公式サイト、スウェーデン語）  
<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/departementsserien-och-promemorior/2021/05/egeringens-plan-for-avveckling-av-restriktioner/>

２ また、スウェーデンへの一時的入国禁止措置は、一部を除き延長されることになりました。

- (１) 北欧諸国（デンマーク、フィンランド、アイスランド及びノルウェー）居住者  
入国に際しての規制は５月３１日から廃止されます。
- (２) 北欧諸国以外の EU／E E A 諸国居住者  
入国に際し 4 8 時間以内の陰性証明を求める措置は、６月 3 0 日まで延長されます。
- (３) 上記以外の国の居住者  
例外的に入国が認められる者を除き、一時的入国禁止措置は 8 月 3 1 日まで延長されます。また、例外的に入国が認められる者も、入国に際し 4 8 時間以内の陰性証明を求められます。

詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。

- スウェーデン警察公式サイト
- 入国規制（スウェーデン語）  
<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/>
- Q&A（スウェーデン語）  
<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/fragor-och-svar-om-det-tillfalliga-inreseforbudet/>

３ これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館 HP に掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

- スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

TEL：+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語及び韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>